



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年5月26日火曜日 第714号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託.....（子育て支援課）… 311
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）… 311
- 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）… 312
- 土地改良区の定款変更の認可（3件）.....（東予地方局農村整備課）… 312

## 告 示

### ○愛媛県告示第474号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月26日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
社会福祉法人日本保育協会	東京都千代田区麹町一丁目6番地2	保育士登録業務に係る手数料徴収事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### ○愛媛県告示第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年5月26日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新居浜ファッションモール  
新居浜市前田町乙1170番の一部 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号  
代表取締役 高橋 維一郎
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号  
代表取締役 鈴木 誠
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和9年1月14日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,238平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

73台

イ 駐輪場の収容台数

12台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

17.72立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和8年5月13日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間

縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第476号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字四天神道上甲800の2（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市氷見土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月26日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

○愛媛県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市神戸土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月26日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市港新地土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月26日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和